

石油コンビナートにおける液状化を想定した耐震対策の強化を求める意見書

東日本大震災の影響により、川崎臨海部において、東扇島で液状化現象である噴砂、泥水の流出、段差被害などが発生した。

川崎臨海部には、石油コンビナートが立地しており、この地域を所管する臨港消防署の管内には、屋外にあるタンクにおいて石油類などの危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所が大小合わせて1,700を超えて存在しているが、研究者からは、首都圏直下型地震など今後想定される大地震の発生による液状化とそれに伴う護岸の損壊により、当該地域において甚大な被害が発生する可能性があることが指摘されている。

このため、液状化を想定した耐震対策の強化が求められているが、一方で、川崎臨海部では、民間所有の護岸が護岸全体の約77%を占めているため、これら民間の企業の自主性に委ねるだけでは、費用負担の問題などから対策が進まないことが懸念される。

よって、国におかれでは、日本経済を支えている川崎臨海部を大災害から守るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 川崎臨海部における液状化の実態を調査すること。
- 2 液状化現象を石油コンビナート等災害防止法の規定による異常現象の通報及び災害応急措置の概要等の報告の義務の対象とすること。
- 3 護岸等について、専門家の調査分析に基づく液状化を想定した耐震基準を設け、鋼矢板等による耐震補強など液状化を想定した耐震補強対策を義務付けるとともに、これらの対策に要する費用を助成すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月6日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣